

管理 No.	P009
--------	------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署:教育総務部 教育総務課  
(就学係/内線:4118)

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	特別支援教育就学奨励支給区分の決定	
処分権者	奈良市教育委員会事務局	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令 (昭和29年6月22日第157号)
	根拠規定条項	第1条、第2条
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則 (平成27年12月25日教育委員会規則第22号)
	基準規定条項	第1条、第2条
	審査基準	<p>次の条件への該当を審査。</p> <p>この規則は、小学校若しくは中学校の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。以下同じ。）に在籍する児童生徒の保護者又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定による障害に応じた特別の指導を受ける者のための教育課程（以下「通級指導教室」という。）に該当する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することにより、経済的な負担を軽減し、もって教育の機会均等を図ることを目的とする。</p> <p>（支給対象者）</p> <p>第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級又は通級指導教室に在籍する児童生徒の保護者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支給対象者としない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の教育扶助を受けている者</p> <p>(2) 奈良市児童生徒就学援助費支給規則（平成27年奈良市教育委員会規則第21号）に基づき、就学援助費の支給を受けている者</p>
標準処理期間 (経由機関の日数)		
本票の作成日	平成28年3月3日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

審査基準(裏面追加)

	基準内容
<p>審査基準等 補足</p>	<p><b>【特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令】</b></p> <p><b>第1条</b></p> <p>この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</p> <p>(国及び都道府県の行う就学奨励)</p> <p><b>第2条</b></p> <p>都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教科用図書の購入費</li> <li>・ 学校給食費</li> <li>・ 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費</li> <li>・ 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費</li> <li>・ 修学旅行費</li> <li>・ 学用品の購入費</li> </ul>